

鹿屋市新型コロナウイルス感染症自宅待機者支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市新型コロナウイルス感染症自宅待機者支援事業実施要綱（令和3年鹿屋市告示第346号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和4年3月31日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。